

美郷町農業施策説明会を開催します

日時◆3月17日(金) 午後1時30分～午後3時30分
 会場◆美郷町公民館
 対象者◆町内の農業者など
 内容◆令和5年度の農業施策について
 東北農政局秋田県拠点、秋田県仙北地域振興局、美郷町地域農業再生協議会
 申込方法◆下記へ集落名、氏名、連絡先の電話番号を伝えてください。

申込期限◆3月14日(火)
 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、人数の制限または中止する場合があります。
 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、会場ではマスク着用、手指消毒および検温にご協力をお願いします。また、当日体調がすぐれない場合や、発熱がある場合はご参加をお控えくださるようご協力をお願いします。

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

農業振興地域内の土地を転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地などを宅地などに転用する場合は、農用地区域から除外する手続きが必要です。除外手続きには通常約4カ月半から6カ月を要することから、長期的な計画のもとで手続きを進めていく必要があります。やむを得ず、農地などを利用して住宅を建築するなどの事業を行わなければならない場合は、お早めに下記までご相談ください。
 ※除外目的や農地の条件などによっては、除外できない場合もあります。

農業振興地域とは

農業の健全な発展と国土資源の合理的な活用の観点から、おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地と位置付けられた地域のことです。
 町では農業施策などを計画的に進めていくため、「美郷農業振興地域整備計画」を定めています。この計画では、六郷地区の都市計画用途区域および一部区域を除いた美郷町全域が農業振興地域となっています。

次回の農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は**4月3日(月)から4月28日(金)まで**です。
 ※申し出の際は、事前に下記までご相談ください。

問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

農業委員会

美郷町農地(田)賃借料情報

町農業委員会では、農地法第52条に基づき「賃借料情報の提供」を行っています。今回の情報は令和4年1月から同年12月に農業委員会を経由して契約などがされた賃借料

を集計した数値です。ほ場の面積や形状、収量、日照、水利条件などを勘案して貸し手と借り手の両者で協議のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用ください。

【美郷町賃借料:田】
 令和4年1月～同年12月
 ※データ数は集計に用いた件数です。

	平均額	データ数	最高額	筆数	最低額	筆数
千畑地域	10,400円	236	15,000円	20	2,000円	41
六郷地域	10,700円	371	18,000円	15	5,000円	7
仙南地域	11,700円	596	21,000円	1	2,000円	3
町全体	11,100円	1,203				

農業委員の候補者を募集します

現在の農業委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となるため、次期農業委員の候補者を募集します。国では農業委員に占める女性の割合を令和7年度まで30%とする目標を掲げています。男性の方はもちろん、多くの女性の方の推薦および応募お待ちしております。
 募集期間◆4月3日(月)～4月28日(金) 募集人員◆17人
 任用期間◆3年間(令和5年7月20日～令和8年7月19日)

応募方法◆推薦(※)または自ら応募

※農業者または農業者が組織する団体、その他の関係者による推薦に限ります。詳細は「募集要項」をご確認ください。

「募集要項」「推薦・応募様式」は、町農業委員会事務局の窓口へ備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

申・問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

国民年金に関するお知らせ

国民年金保険料学生納付特例について

- ①令和4年度に申請された方で引き続き学生納付特例を希望される場合、申請書に記入された「在学予定期間」に基づき、3月下旬申請書(はがき)が送付されますので、必要事項を記入のうえポストに投かんしてください。
- ②引っ越しなどにより「申請書(はがき)」が届かなかった方、承認を受けた期間中に学生でなくなった方、編入などにより学校が変わった方などは、届け出が必要ですので下記へお問い合わせください。



「学生納付特例」は免除制度ではありません。納付特例承認期間がある方は、年金の受取額が全額納付した方より少なくなります。

- ※ 卒業後に追納申込をして年金保険料を納付することにより、将来受給する年金額を増やすことができます。
- ※ 承認を受けた次の年度から3年度目以降は、当時の保険料に加算金が増えられますので、早めの追納をおすすめします。



国民年金保険料がスマートフォンアプリから納付できるようになりました

「国民年金保険料」について、新たにスマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付が利用できるようになりました。

■対象決済アプリ(五十音順)



auPAY



d払い®



PayB(※)



PayPay

(※)金融機関が提供するアプリを含みます。

詳細は、PayBホームページ

(<https://payb.jp/finance/>)をご覧ください。

■スマートフォン決済の流れ

①スマートフォンに決済アプリをダウンロード

②アプリを起動して、カメラで納付書のバーコードを読み取る

③内容を確認して決済する

※各決済アプリの使用方法等については、各決済事業者へお問い合わせください。

※バーコードが印刷されない納付書(30万円を超える金額の納付書等)はご利用できません。

※決済アプリで納付した納付書は領収印がないので、金融機関等で再使用しないようご注意ください(再使用した場合2重払いとなります)。

ご利用に必要なもの

- ①バーコードが印刷された国民年金保険料納付書
- ②スマートフォン
- ③対象決済アプリ

問●大曲年金事務所 国民年金課 ☎0187(63)2296
町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903

美郷町ホームページをご利用ください!

行政サイト



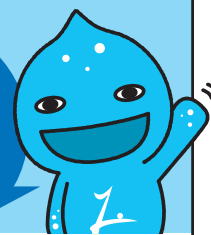
最初にこのページが表示されます



美郷町観光情報公式サイト



たくさん
アクセス
してね!



<https://www.town.misato.akita.jp>

秋田県美郷町

検索